

序 緑の基本計画策定の主旨

序 - 1 緑の基本計画の目的等

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、平成6年に一部改正された都市緑地保全法（第2条の2）に根拠をおくもので、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が主体となって、都市における緑とオープンスペースの保全・創出に関わる施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画制度である。

(2) 緑の基本計画の目的

「緑の基本計画」は、市町村が創意工夫して独自の緑豊かなまちを形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで緑全般についての課題や問題に対して将来計画を策定することを目的としている。緑に関連する部局や住民など、多くの機関や組織、団体、個人が関与すると考えられるので、それらと相互に連携・協力して緑化を推進するための総合的な計画を策定していくことが望まれている。

- ① 美しい山並みに囲まれた桐生市における緑豊かなまちづくり実現のための方策を示す。
- ② まちづくり実現のため、市民・事業者・市・県・国が目標を共有し、その目的に向けて適正な役割を分担し、それぞれが役割を果たそうというムードをつくる。
- ③ 計画実現のための事業が、住み良い緑のまちづくりを推進する上で大きな役割を担うことを明確に示す。
- ④ 緑とオープンスペースを総合的に取扱い、緑に関する諸問題を解決する。
- ⑤ 桐生市の持つ緑の将来像や将来の緑づくりのビジョンを実現させる。

(3) 緑の基本計画で対象とする「緑地」

「緑地」の本来の意味は、「草木が茂っている土地」という意味であるが、これだけでは様々な種類のものがあるため、いくつかの分類方法がある。「群馬県広域緑地計画策定方針（案）」では、緑地を「施設緑地」と「地域制緑地」に大別している（資料編参照）。本計画ではこの分類に従う。

施設緑地

都市公園や公共、民間を問わず施設として利用できる緑地

地域制緑地

法律や協定、条例等により、一定の範囲（区域）を制度的に担保する緑地

平成11年度調査内容

平成11年度は、緑の基本計画を策定するための基礎的な調査を実施し、その結果や既存の調査・計画を利用して現状の緑についての解析・評価を行い、課題の整理を行った。

緑の基本計画は、地域の実情を十分勘案し住民や企業の協力を得ながら、官民一体となって事業の展開を図る必要がある。そのため、住民の意向を把握するためのアンケート調査も実施した。今回は成人対象のほかに、緑の基本計画の目標年次に、桐生市を担う世代となる中学1年生を対象としたアンケートも実施した。